

入札監理小委員会  
第454回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第454回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年5月17日(水)17:00～18:46

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○建設業取引適正化センター設置業務（国土交通省）

○公害健康被害補償業務の徴収業務（平成26年度開始）（環境再生保全機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、川澤専門委員

（国土交通省）

土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室 大澤室長、赤羽課長補佐、佐藤係長

（環境再生保全機構）

補償業務部 松木部長、山田特命調査役、業務課 飯田課長、市川副主幹

（事務局）

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第454回入札監理小委員会を開催します。

本日は、建設業取引適正化センターの設置業務、公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、建設業取引適正化センターの設置業務の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室大澤室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○大澤室長 国土交通省の建設業課の大澤でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、建設業取引適正化センターの設置業務についてご説明を申し上げます。

最初に、参考資料のほうでございます。委員の先生方限りということで、横長の資料でございますけれども、パワーポイントのほうでご説明をさせていただきます。

この事業は、一番上に書いてございますとおりに、建設工事の請負契約をめぐるトラブルとか紛争につきまして、相談者に対しまして、弁護士や、あるいは土木・建築業務に精通する学識経験者によって、適切、それから迅速なアドバイスを行うというものでございまして、こういったようなことによって紛争の防止あるいは解決に資するものとして実施をしておるものでございます。

ここには書いてございませんけれども、国交省とか、あるいは各都道府県の建設業法担当部局におきましては、適正な競争環境とか、あるいは優良な企業が活躍できるような環境を整備するというような仕事、そういうような施策を進めておるわけでございますけれども、そうした中であって、課題にも書いてございますとおりに、工事請負代金の未払いとか、こういったような請負契約をめぐる相談も多数行政庁のほうに寄せられているというところでございます。

そもそも請負契約のトラブルというのは、元請負人と下請負人の不適切な関係とか、それから場合によっては、ペーパーカンパニーのような存在を引き起こすとか、あるいは一括して下請に仕事を回してしまうとか、あるいは技術者を置かないとか、いろいろな弊害が生じるものでございまして、最近では、社会保険未加入対策が実行できないというような支障が発生するということもありまして、こうしたトラブルが解決されて、請負契約が円滑に進むことになれば、非常に実のある、実効性のある施策である、事業であるという

ふうに考えてございます。

また、こうしたトラブルというのは、当然のことながら、民間で行われるものでございまして、私ども、法律に基づく対応はすることができますが、民間の中に割り込んで、その措置をしていくということができない状況でございますので、こうしたようなことを放置するというは、先ほど申し上げたとおり、いろいろな弊害が発生することとなり、そもそも建設業法の目的というのは、建設工事の適正な施工確保とか、それから、発注者の保護とか、建設業の健全な発展というようなこととございまして、こういうようなことにも実際には弊害、阻害がされてしまうようなおそれも出てくるということになってしまいうわけでございます。

それから、効果の欄のところにかかせていただきましたけれども、行政庁として対応できない事項について相談をお受けいたしまして、それから問題点の洗い出しをしまして、整理をして、相談者がとるべき方法を助言を申し上げるというようなことで、請負契約のトラブルの減少を進めるといったような事業でございます。

参考資料のほうは以上でございます。

続きまして、資料1というところでございまして、平成28年度の建設業取引適正化センター設置業務の実施状況ということでございます。

1の事業概要の(1)の事業というところでございまして、後段のところを申し上げますと、業務実施に当たりまして、東京と大阪に窓口を設けさせていただきまして、2名の常勤職員を置いて、弁護士の先生方と有識者の方を勤務させて対応するというようなフォーメーションをとっております。

それから、受託事業者といたしまして、(3)でございますが、公益財団法人の建設業適正取引推進機構というところで行っております。そもそもは建設省、国土交通省の所管の法人でございましたが、今はそもそもが内閣府の管轄ということになりまして、公益認定をとって活動している法人ということでございます。

若干、公益財団法人の機構の事業のほうをご紹介させていただきますと、建設業に係る取引に関する法令遵守とか、それから建設業を営む者の資質の向上、それから生産システムの合理化とか——生産システムの合理化というのは、元請負人と下請負人の関係でございますけれども、そういった事業を進めてることを目的としておる財団法人でございます。

それから、続きまして下におきまして、2の確保されるべき質の達成状況及び評価というところでございますが、(1)に記載してあるとおりでございますが、実施要領や業務の

フローチャート、それから相談申込書の様式というものを作成しておりまして、これにのっとった形で、相談者ごとに対応状況が変わるようなことがないようにということで、そういうことを防ぎまして、聞き取りの効率化とか合理化を図っているということになってございます。

また、人員以上の職員を充てておりまして、業務体制の充実を一層図っています。

次のページに移りますが、業務報告につきましても、記録の的確な整理のために様式を定める等の措置を行って実施をしているというものでございます。

それから、(2)並びに(3)、回答率、それから相談対応結果の満足度でございますけれども、こちらで提示をしております要求水準を超える形で進めていただいております。

それから、3の実施経費の状況でございますが、平成27年度の実施経費といたしましては、5,600万円余りということになっておりまして、28年度につきましては、4,500万円余りということになってございます。

金額の変更につきましては、1枚おめくりいただきまして、次のページの(2)のところに記載させていただきましたが、仕様内容を改めたということで、経費減少をしたものでございます。

それからまたもとに戻りますが、4番のところでございますが、民間事業者からの技術提案を反映した業務の履行状況ということでございます。下請代金のトラブルが多かった建設企業につきまして、通報が行われております。

それから、5の評価でございますが、これまでにご説明させていただきました内容と若干重複いたしますので、省略をさせていただきます。次のページ(2)の実施経費につきましても、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、競争性の確保につきまして、(3)でございますが、下請かけこみ寺というような事業を推進しておられます中小企業庁さんにもお話をさせていただいておりまして、そちらのほうでの事業ということも感触をお聞かせいただいていたんですが、建設業法をはじめとして、専門的な法律対応とか、こうしたことに精通している人員確保が必要だということでございまして、より専門的な窓口があれば、そちらのほうでご対応願いたいというようなお答えを頂戴しております。

最後になりますが、6番でございますが、次期事業の方針ということで記載させていただきましたが、競争性の確保のために改善策を検討いたしまして、引き続き事業の実施を進めてまいりたいと。このように考えております。

ご説明のほうは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 総務省より、評価の案につきまして、説明させていただきます。資料A、委員限りの資料をごらんください。

1 ページ目ですが、事業の概要とありますが、今、国土交通省さんが申し上げた内容とかぶりますので省略させていただきますが、この事業は平成21年度より実施されており、また、選定の経緯については競争性に課題があったというところでございます。

続きまして、2 ページ目をごらんください。評価の概要としては、市場化テストを継続することが適当であると。競争性の確保という点について課題が認められ、改善が必要であるということで、評価を考えさせていただいております。

2 つ目の検討につきまして、2 つ目の対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、今、国土交通省さんが述べましたように、ほぼ問題ないというところで評価しております。

3 ページ目につきましても同様に、民間事業者からの改善提案というところにつきましても、苦情等が集中する業者について、許可庁宛てに通報が行われたということで評価しております。

続きまして、実施経費なんですけど、今、国土交通省さんからの説明にありましたように、実施の勤務体制等の変更による経費の削減ということで、当然減ということになりますので、この点については、実際に金額は削減されておりますが、そこについてはよくも悪くも評価はできないというところですが、実際に金額が下がっているということについては客観的に評価できると思います。

続きまして、4 ページ目をよろしくお願いいたします。(4)の選定の際の課題に対する対応というところですが、選定の際に競争性が保たれていないということですので、そのところについては、やはり今回課題が残っているということになっております。実際に本年度、29年度においても1者入札だったということで、ずっと1者入札が続いているというところになっております。

ですが、29年度に至るまでに、準備引き継ぎ期間の延長、競争参加資格の等級制限なし、仕様書の明確化、入札不参加者の分析のために中小企業庁等へヒアリングを行ったり

という行為を行っている。また、概算払いの規定の追加ということで、ある程度やれることはやっているのかなというところは見てとれると思います。

以上を総括しまして、評価のまとめとして、経費削減効果につきましては、今述べましたとおり、定量的には削減されているというところですが、質的に評価を加えられないと申し上げることができると。事業改善の提案等については、苦情の多い業者を捕捉できるなどメリットが生まれていると評価できます。競争性につきましては、さまざまな取り組みを進めていると言えますが、改善には至っていないというところになっております。

最後に、今後の方針としては、以上のとおり、競争性の確保について課題が認められ、その点については良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。そのため、次期事業においては、この課題について検討を加えた上、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。

資料Aの下のほう、真ん中よりやや下、事業の目的という欄にございますけれども、そこに「事例集を作成することで」という記載がございます。この事例集というのは、今は公表なさっているのでしょうか。

○大澤室長 事例集自体は個人の関係もありますので公表はしておりませんが、こういうものを事例集としてつくっているというのは、一般的なものは、今回、例えば、入札のタイミングで皆様方にこういうものですよということでの資料はご提示はしております。また、具体の細かいものについても、入札のタイミングでは、お見せはしております。

○辻専門委員 それは何件くらいお見せなされたのでしょうか。

○大澤室長 数件だと思いますが、ちょっとお待ちください。6件でございます。

○辻専門委員 6件。大体年間は何件くらい相談が来るのでしょうか。

○大澤室長 1,300程度でございます。

○辻専門委員 1,300件来ていて6件公表という形だと、全体、どういうレベル感が、

なかなかわかりにくいのかなという気がいたします。もしこれを僕が受任しようかなと思ったときに、年間千何百件あって、一応、抽象化された6件があるとはいえ、どのぐらいのレベルが求められているのかがよくわかりません。さらにたしかこれ、要求されるレベルとして、質問が来たら何日以内に回答とかってあると思うんですけども、そういうのを踏まえると、なかなか求められるレベル感がわからないので、怖くて手が出せないという心情になるかもしれません。

そこでご提案なんですけれども、先ほどおっしゃっていた、もちろんこういうトラブルを抱えてきた方が相談にいらして、その内容をメモをとった場合に、必ずプライバシーの問題とか、営業秘密の問題とか出てくるとは思います。だけれども、よく判例集とかがございまして、そのあたりはプライバシーの内容にはかなり尊重を払って、誰に関することかわからないようにして書くことって技術的には可能でございますので、もし可能であれば、この相談事例というのは宝の山でして、おそらくこの相談事例を見れば、こういう種類のトラブルに関しては訴訟に持ち込むまでもなく勝敗がついちゃうから、もう訴訟をやる前に解決しようという契機にもなり得ますので、ですので、もし可能であれば、受託者の方には、実施担当省庁さんに報告なさる生の事実が満載された報告書のほかに、それをうまくまとめて、プライバシー情報とか企業秘密に関する情報をうまく消した内容の公表用のものも出してもらうというふうにやると、おそらく事業の目的にある事例集を作成して紛争の予防をすとか、目標が達成されますし、さらにはほかのここに入札をしようかなと思う業者さんもレベル感がよくわかって、このぐらいのレベルであれば参入できるかもしれないという追い風になるかもしれませんので、そのあたり、今後もしよろしければ、ご検討いただければと思いました。

私からは一旦以上です。

○大澤室長 今、先生おっしゃった具体の事例というのは、やっぱり相手方にとっては必要なものかなと思ひまして、2つのものをつくるという負担感と、そこはちょっと考えさせていただきたいと思ひますけど、ご提案としていただきます。ありがとうございます。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。1点質問させていただければと思ひます。

資料1の最後のページの(3)の競争性の確保についての部分なんですけど、こちらで、建設業法等の専門知識を有する人員を配置することは、水準を維持する上で欠かせない部分であるためと。その欠かせない部分以外での要件の緩和について引き続き検討されてい

くというふうに記載があるかと思えます。ほんとうに欠かせない部分なのかということに少し疑問を持ちまして、お伺いをさせていただければと思えます。

といたしますのも、今回、仕様のところで、実務に精通した有識者の勤務回数を減らしたということなのですが、勤務回数を減らした一方で、サービスの質で設定されている回答率は毎月当日が100%で、かつ満足度も98.9%で、サービスの質は上回っている状況でございますし、加えて中小企業庁でヒアリングされた際に、そういった建設業法の専門知識を有する人員を配置することは困難というような状況もあるかと思えます。あと、最後に、先ほど説明いただいた参考資料の部分の対応事例の例の部分で、これは概要を記載いただいているからだと思うんですけども、果たして建設業法に精通していなければこの回答ができ得ないのかどうかということに少し疑問を持ちまして、まさに建設業法の専門知識を有する人材を配置することが欠かせないのかどうかということについて、少し教えていただけますでしょうか。

○大澤室長　そもそも建設業法に基づく指導とかを求めてくるという申し入れの方が多いので、そういう意味では、業法の知識というのはしっかりと答えられないと、また新たな火種を生むというのがございまして、そこはやっぱり知識としては必要かなというふうに私どもは思っております。

あとは、そもそも建設業法だけではなくて、建設業に携わる方たちが知っている知識という意味では、そういったような知識も実際には必要かなと思えますけれども、そういう意味で、専門家の方たちというか、弁護士の先生とか、いわゆる建設業、今、お願いしている先生方というのは、国土交通省の委員にもなっておられるような方たちなので、そういう現場の感覚を持っておられるし、法律のほうにもきちんと対応できるような先生、そういうような知識のある人ということで、弁護士の先生は雇っておるという状況、お願いしているという状況でございます。

私たちのところにも実際苦情が来るんですが、おっしゃってくる人たちというのは、やはり自分たちのご主張を中心におっしゃってくるんで、それを私たちが法律を使ってお答えをしなくちゃいけないというのがあって、その中できちんとした法律の知識があって、それはできないできないというのを、第何条に基づいてできませんとか、第何条にはそういうことまで規定していないとか、規定しているのでそれは対応しますとかということを申し上げて、法律の中できちんと対応するということが、私どもというか、このセンターにも、機構にも求められているところかなというふうには思っております。

○川澤専門委員 今おっしゃっていただいた、弁護士の方と常勤職員の方、それ以外に、いわゆる建設業の実務に精通した有識者の方がいらっしゃるという理解でよろしいんですね。

○大澤室長 それ以外には、土木と建築に精通している者が入っております。事務方としては、今、先生おっしゃったみたいに、いわゆる事務職として相談を受ける方と、それから弁護士の先生と、それから土木技術に精通した人間と、そのフォーメーションでやっております。

○川澤専門委員 弁護士の方と常勤職員の方だけでも、今のサービスの質を達成し得るんじゃないかというふうに思ったものですから、質問させていただきました。競争性の確保について書いていただいている要件の緩和の部分で、勤務回数を減らしてもサービスの質が達成されている状況というものはあるかと思っておりますので、こういった体制が有効なのか、かつ費用削減に資するののかというところをご検討いただければなというふうに思いました。以上です。

○辻専門委員 今のに関連してよろしいですか。

○尾花主査 はい。

○辻専門委員 今のに関連するんですけれども、横刷りのポンチ絵、カラーのポンチ絵でございます。これの真ん中のところに、対策・施策の内容というところに、今おっしゃった土木・建築の学識経験者等が入っていると伺っております。それで、先ほどの事例集のお話と関連するんですけれども、まさに弁護士でも答えられない、やっぱり土木・建築の学識経験者でないとできない助言というのがあったのかなと推測するんですが、もしよろしければ、先ほどの事例集全体の公開が無理であったとしても、建築・土木の学識経験者がどんなレベルの回答をなさったかについては、次期の募集の際にはできる限り公表していただければと思います。そうでないと、おそらく土木・建築の学識経験者というかなりざっくりしていますので、どういうレベルのどういう仕事が求められたのかがわからないと、これもなかなか手を挙げづらくなる方向に働くと思いますので。ご提案でございます。

○大澤室長 建築のほうは、やはり今、施工不良とかがいろいろとご相談が多いので、そういったような建築基準法の、法制度のほうじゃなくて、いわゆる技術基準、耐震基準とか、そういったようなものについては、技術の担当がお話しするというようなことになると思います。済みません、件数とかは今把握していませんが、ご提案としてお受けさせていただきます。

○辻専門委員 おそらく建築士の方とかがなさった事例集は多分あるという理解でよろしいですか。

○大澤室長 回答しているものはございますので。

○辻専門委員 わかりました。

○浅羽副主査 ご説明ありがとうございます。

いろいろとこちらから話をさせていただいておりますけれども、そうした部分以外での要件の緩和等について検討してまいりたいというふうに書かれていらっしゃるんですけども、予算制約がかなり厳しい中で、今時点でどのようなことを検討していこうというふうにお考えになられているのか。まだ決定はしていないからこういう書き方になっているんでしょうけれども、何かこんなようなことをというのがありましたらご教示願いたいんですが、いかがでしょうか。

○大澤室長 先生おっしゃったことについては、非常に頭を悩ませておりまして、事実上、なかなか緩めるというか、条件をいろいろ検討するに当たって、実際のところはやはりこの事業自体が、苦情に対応する事業でございますから、なかなか事業として受け手がないのかなというところも、実は気持ちの中にあるんですが、そういう中で、一歩でも二歩でも適正な入札ということを考えたときに、まだ何とも申し上げられないんですが、やっぱり弁護士の先生方を外すということは、制度を所管して回答するという意味では、なかなか外しにくいのかなというのがございまして、そんなような中で、技術の方たちを思い切って外してしまうということは一つ、まだこれは済みません、今日ご質問があったので、あくまでも私の思いでございますけれども、そういうところがあるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほどお話ししたとおり、施工の問題とか、例えば、土木でしたら、土質の問題とか、最近ではマンションのいろいろな問題もありましたけれども、そういったような中でご相談が来たときに、果たして法制度だけで対応できるのかなというのもあるって、ただ、どちらをという話に仮になったときには、やはり法制度に精通している先生たちを残すのかなというのがありまして、そういった中では技術のところを検討するのかなというのは、気持ちとしてはございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○辻専門委員 ちょっと細かくて恐縮です。資料1の、おめくりいただいて、2枚目でご

ざいます。(3)の相談対応結果の満足度とございまして、こちらには1行目に、「受託事業者が実施する相談対応結果に対する調査において」とございしますが、このアンケート調査は誰がやっていらっしゃるのでしょうか。

○大澤室長 これは実際に相談を受けた方、相談を受けた職員なりが相談のメモをつくりまして、最後にこういうことをご助言いたしますと言った後に、今の内容でおわかりいただけましたかとか、最後に聞くような形のフォーマットになっておりまして、最後に受けた担当の者が回答するという形でございます。

○辻専門委員 目の前で、回答なさった方が、今のでどうですかというふうに聞くと。

○大澤室長 そうですね。

○辻専門委員 だと、大抵の日本人は遠慮するような傾向もあると危惧するんですが、例えば、僕もこの間、携帯が壊れて携帯のショップに行ったときに、その場で直してもらった後、携帯のキャリアの本社からメールが来て、この店の対応はどうでしたかとかというメールが最近来るようになっていきます。なので、実際にサービスを提供した人間と、サービス内容の水準を評価する人間を分離するのは、事実上、結構簡単によく行われていると思いますので、これもご提案ですけれども、そのあたり、携帯のキャリアさんがやっていらっしゃる方法とかもご参考いただけると、より緻密な満足度調査ができるのかなと考えますので、このあたりご検討いただければと思います。

以上です。

○大澤室長 今、先生おっしゃるとおりで、客観的に見るというのを、体制的にちょっと考えさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○尾花主査 確保されるべき質の達成状況の点ですけれども、こういった苦情を受ける業務は、厳しい業務なので、あまりたくさん来てほしくないという事業者のご意向もあるかもしれないんですが、そういう意味でいきますと、適正な広報とか、皆様に知らせ、苦情をきちんと受けられる体制になっているかということも、質としてご検討いただくのもよいのではないかとこのように思っております。一般に、相談業務は待ちの業務なので、窓口があることを秘密にしていれば、公開していなければ、相談件数は減ります。ですが、この業務の効率性を考えると、適正な広報をして、適正な相談件数を確保し、アドバイスをすることが重要なので、質の達成状況のところでは、そういった知らしめるという部分もご検討いただくといいのではないかと思います。

それはおそらく行政事業レビューでアウトカムはどうなんだという議論をきっとされる

と思うんですが、国民目線からいたしますと、費用がたくさんかかったとしても、1件当たり非常に安い価格でアドバイスができていくということであれば、たとえ経費が多少増えても説明がつくのではないかという観点からご提案です。

○大澤室長 ありがとうございます。周知につきましては、先生ご案内のように、予算的にも厳しいんですが、業界、建設関係の専門誌とかで、そういうところはわりと理解を示していただけるので、そういうところを通じたり、あと、簡単なリーフレットをつくって、いわゆる建設業の関係窓口とか、あるいは業界とかにも周知する形で対応させていただいて、また引き続きそういうこともやっていこうと思っております。

また、実際には、ここは公益財団法人でございますけれども、例えばですが、中企庁さんとか、公正取引委員会さんとか、他の行政庁からもわりとこちらに、いわゆる紹介されるという、あるいは労働基準監督署さんとか、他の行政庁からもいろいろと、これはこういうところに対応してもらえからという話で、そうやって使っているんで、引き続きまたそういうところで周知を図ってまいりたいと。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。ですので、確保されるべき質の達成状況の水準のところ、知らせるというのを入れて、このようにきちんと知らせることができているというのを評価基準に入れてみるというのも一つの検討かなと思います。

○大澤室長 かしこまりました。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、建設業取引適正化センター設置業務の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項がありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

(環境再生保全機構入室)

○尾花主査 お待たせいたしました。続きまして、公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、独立行政法人環境再生保全機構補償業務部松木部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○松木部長 それでは、環境再生保全機構の松木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料2と、それから参考資料2-1、この2枚をもってご説明をさせていただきます。

まず、私どもが対象となっています公害健康被害補償業務の徴収業務、これにつきまして、官民競争入札によって26年から5年間の契約ということで実施をさせていただいているところでございます。

全体像につきましては、2-1の資料を見ていただければと思うんですが、横表になっておりますので、全体の流れが——済みません、参考資料ですね。済みません、参考資料、委員限りという横表でございます。ポンチ絵になった資料でございます。そちらのほうでご説明をさせていただきます。

まず、事業概要と目的でございますけれども、私ども機構は、公害健康被害の補償等に関する法律、これに基づきまして、大気汚染による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用というものを、汚染負荷量賦課金という形で、汚染原因者が負担するというところで、この賦課金を徴収しております。この賦課金につきましては、機構が確実に徴収する必要があるということから、業務の一部を委託させていただいているということでございます。

事業概要につきましては、その下でございますフローチャートをごらんになっていただければと思うんですが、公害によって健康被害を受けられた被認定者、この方々に対して補償給付の支給を行っていくわけでございますが、この支給に当たりまして、こちらは公害により健康被害の被害者が多発した自治体が支給をしていくと。私ども機構は、この費用を徴収して、自治体に納付するということになっています。

先ほど目的のところでも、汚染原因者の負担ということで、汚染原因者は2通りございまして、まず、ばい煙発生施設といった、ボイラーなどで大気汚染物質を排出している工場・事業場、これを納付義務者と呼んでおりますが、この方々から補償に必要な費用を、賦課金という形で8割徴収をしております。残り2割は、自動車からの大気汚染もございまして、自動車重量税を2割引き当てをして、これを交付金という形で、国を通じて機構に集約をし、それを自治体に納付をするという仕組みになっています。

納付金の仕組みはそうになっているんですが、この賦課金を徴収するに当たっては申告をさせていただいております、工場・事業場、納付義務者、約8,200ございますけれども、

これらの事業者から幾ら賦課金を納めるかというのを、それぞれ工場・事業場ごとに算定していただいて、申告書をつくってもらって、それを委託先に提出をし、委託先がそれを取りまとめて、機構に書類を送付するという仕組みになっています。

この委託先が、じゃ、どういう事業を行っているかということで、これがこの表の右側のほうに、委託業務内容というところで記載がございますが、実質的な業務としては、上から5つございます。まず、汚染負荷量賦課金に関する申告書類、これを事業場ごとに分類して、送付するというので、これは硫黄酸化物の量を計算してもらうということで、事業所ごとに様式が異なりますので、それを分類して、送付をしてもらうということが必要になります。

また、窓口相談の開設ということで、大体事業所の担当者の方も3年ぐらいでおかわりになられる方が多いものですから、懇切丁寧な相談、問い合わせをしてもらうということで、窓口を委託先に設けてもらっています。

さらに、制度の概要や仕組み、それから申告の手続などについて説明をし、相談をする説明・相談会というものも開設してもらって、制度についての理解を得、手続についてスムーズに行ってもらおうよう進めております。

それから、申告書の提出の態様ということで、この汚染負荷量賦課金は毎年度、年度の初日から45日以内に申告・納付しなければならないということで、5月15日までに申告・納付をしてもらっていますけれども、事業所が忘れていないか、あるいは遅れないかといった提出の態様を次に行ってもらおう業務をしております。

さらに申告書類は、先ほど申し上げたとおり、現在では委託先である商工会議所のほうに提出がありますので、受け付けをして、申告漏れや、あるいは記載漏れ、あるいは書類の不足、そういったものがないか点検をしてもらって、点検が終われば、機構にそれを送付するという形になります。

一番最後にございます申告・納付の協力要請等ということでございますが、これは全国8,200の納付義務者に対して、各地で今申し上げた5つの業務を行ってもらうためには、支社とか、そういったところとネットワークを形成して、徴収業務をきちんと整えるための体制の整備というものが必要になっておりますので、委託先ではこの体制の整備をしてもらうということで、業務内容に入っております。

この徴収業務自体に民間競争入札を導入することによって期待される効果ということで、2つ挙げさせていただいております。1つは、申告書の提出率の数値目標、これを毎年度

高い水準で達成すること、それから2つ目は、競争によって、左側のほうに委託費の流れもあります。国からの運営費交付金と、それから納付義務者からの賦課金をもって委託費を支給しておりますので、その経費をできるだけ削減されること、これが期待される効果ということになっています。

それでは、資料に戻っていただきまして、資料2で、私、今申し上げたのは、資料2の1ページ目の全体の概要等をお話しさせていただいたんですが、受託事業者として、1の(3)にございますとおり、現在、日本商工会議所と委託契約を結んでおります。こちらにつきましては、2者からの応札がありまして、評価委員会において審査した結果、日本商工会議所に受託者として25年12月16日に決定をしたというものでございます。

めくっていただきまして、裏面になりますけれども、民間競争入札の対象となる業務の質ということで、(1)は、申告書の提出率というものを、私どもは96%以上という条件をつけさせていただいております。これをしっかりと確保してもらうこと、それ以外に、書類をきちんと提出をしてもらうというのが、質の中での重要な項目になっております。

それから、今申し上げた申告書の提出率は、4の(1)の①に書いてございますとおり、25年度以降も、96%を大幅に上回る98%以上を確保しております。

それから、次のページに参りまして、②、③のところ、熊本の昨年の震災がありまして、こういったことにもしっかりと対応したということを書かせていただいております。

(2)につきましては、書類の送付につきましては、こちらが求めている期日までに書類の送付、あるいは報告書の取りまとめなどが遅滞なく行われておりますので、これにつきましても(2)でご報告をさせていただいております。

それから、次に参考資料の説明に入らせていただきたいと思います。参考資料の1番目としましては、受託事業者による創意と工夫の例ということで、幾つか挙げさせていただきます。

(1)は、日本商工会議所と各地の商工会議所、これはネットワークを形成してもらって、この賦課金の徴収の業務が滞りなく行われるような体制を整備していただいていること。

それから、(2)は、日本商工会議所と各地の商工会議所の間では、イントラネットを活用して、スムーズにさまざまな連絡調整ができるようになっていること。特に昨年ありました熊本の地震だとか、それ以前におきましては東日本大震災でも、こういったネットワークが非常に大きな意味を持ったということをご報告させていただきます。

(3) につきましては、申告・納付の理解を求めるといのは、なかなか担当者が3年ぐらいで替わりますので難しいんですけども、そのために会議所の会議室を利用して、説明・相談会を行う機会をきちんととってもらっているということ、これも創意工夫の例として挙げさせていただいております。

この説明・相談会ですが、5ページ目の上のほうに表がございますけれども、約8,200の事業所に対して、説明・相談会を103カ所から105カ所で開催するというので、機構独自でやはりこれだけの箇所を開催するというのは非常に難しいので、この委託業務によって、各地の商工会議所がそういう場所をきちんと提供し、実施をさせていただいております。

それから、5ページの下の方でございまして、受託事業者による業務上の改善に係る提案の例ということで、実は国のこういった申請業務というのは、いわゆる電子申告、あるいは電子申請を推奨されておりますが、この汚染負荷量賦課金につきましてもオンライン申告ができるようになっておりまして、これを推進しておるわけですけども、会議所を活用させていただいて、オンライン申告セミナーというものを各地で開催し、オンライン申告の拡大や定着に寄与させていただいております。

めくっていただいて、次の6ページでございまして、効果で挙げさせていただいた2つ目の要因として、実施経費の状況でございまして、平成28年度におきましては、税抜きで1億5,500万ということで、これは20年度比で申し上げれば、3,000万の削減に至っていると。参考のところにも記載がございますとおり、平成17年度は1億9600万の費用が委託費としてかかっておったんですが、それから見ると、4,000万程度の削減が行われているということをご了解いただければというふうに思います。

4番目の全体的な評価というところで書かせていただいておりますけれども、入札に当たりましては、2者が応札し、競争性は確保されたものと考えております。

それから、7ページのところにも記載がございますが、委託費につきましては、4年間で2,700万円以上が削減されており、経費削減の点でも大きな効果を上げたというふうに考えております。

また、達成すべき質の達成状況ということでございまして、申告書の提出率を96%を条件とさせていただいておりますけれども、年平均で98.6と高い申告書の提出率を誇っております。

5番の今後の事業のところ、幾つかポイントを挙げさせていただきました。①でござ

いますけれども、この委託の期間中におきまして、法令違反行為等は全くございませんでした。②におきましては、当機構において、監事あるいは契約監視委員会を設けておりまして、その中でチェックされる仕組みが整っているということ、それから、③としまして、今回の入札は2者応札であり、競争性が確保されたと考えております。それから4番目としまして、申告書の提出率、これが対象公共サービスの確保されるべき質として非常に重要視しておりますけれども、高い水準で達成をしていると。さらに5番目として、経費につきましても大幅な削減が行われておりまして、効果があったというふうに考えております。

上述のとおり、本事業につきましましては、次期事業においては、できれば終了プロセスに移行させていただいた上で、引き続き業務の質を確保できる実施要領により事業を実施することとしたいというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 説明させていただきます。評価（案）について説明させていただきます。資料、お手元、委員の方のみですけれども、Bのほうをごらんください。

事業の概要については、今、詳しく説明していただきましたので、割愛させていただきます。

評価についてですけれども、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

理由ですけれども、1枚おめくりください。まず、確保されるべき質についてですけれども、ご説明のあったように、申告書の提出率が、25年から28年で平均98.6%と目標を大幅に上回っていること、また、機構への書類の送付についても、問題なくなされていると。①から④と書かせていただいていますけれども、地震対応を含め、問題なくなされているということです。

また、本事業につきましましては、市場化テスト、2クール目ですけれども、前回は手を挙げた事業者さんは3者おられましたけれども、提案書のところで必須項目を満たせていないという形で1者応札になってしまったという形で、今回は必須項目等々についても、入札説明会でしっかり説明していただいて、結果、2者応札という形になっているというこ

と。

また、民間事業者さんからの改善提案という形で、商工会議所さんのイントラネットを活用した、情報漏洩を防止した措置ができているということや、直接の説明・相談会の機会を設けて、直接納付義務者に説明と相談対応を行っているということが評価として挙げられます。

また、実施経費といたしましては、従前、市場化テストの実施前、平成20年の経費と平成25年から28年の経費を比べますと、大体1年間で平均で14%の経費の削減が図られているということになります。

これらをまとめますと、4番になりますけれども、評価の質については、全ての年度において目標を達成しております。また、民間事業者のノウハウも十分に活用して、質の向上に貢献しているものと考えております。また、実施の経費についても、市場化テストの導入前後で1年あたり14%の経費削減が図られているという形で、公共サービスの質の維持向上、また、経費の削減の双方の目標が達成しているものと評価できております。

本事業の市場化テストは今期が2期目ですけれども、事業全体を通じて、①から⑤という形で書いておりますが、まず1つ目で、改善指示等の措置はありませんでしたし、法令違反もございませんでした。また、市場化テストを終了してからも、評価委員会において適切に入札が実施できているかチェックを受ける予定であること、また、入札において2者応札があって、競争性が確保されているということ、4番で、確保されるべき公共サービスの質において、全て目標を達成しているということ、最後に、市場化テストの導入の前後で、年間平均の14%程度の削減効果があったこと、以上のことから、基準を満たしているということで、今期をもって終了プロセスに移行することが適当であるというふうに考えております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。

参考資料、先ほどのカラー刷りの横刷りのものでございます。こちらを拝見しますと、5年間の費用が約7億8,000万、1年当たり1億6,000万弱でございますが、つまり、この額を使って債権を回収している形かなと理解していますけれども、それでは、実

際回収をされている債権の額というのは、年間幾らぐらいなのでしょう。

○松木部長 平成28年度の見込みでは、300億を超える費用を納付義務者から徴収させていただきます。

○辻専門委員 その上で、委託業務の内容でございます。幾つかございますけれども、大体、書類を送付したり、窓口を開設したりとございますけれども、この中で、例えば説明・相談会の開催とございますが、このあたり、かなりコストがかかっているのかなと推測するんですが、ざっくりで構いません。全体を100として、説明・相談会というのはどれぐらいのコストを使う事業なのでしょう。

○山田特命調査役 コストというのは、正直言って、はじいてはいないんですけれども、全国の商工会議所というのは、全所ほとんどが持ちビルなんです。なので、ほとんど会議費用というのかかっておりません。

それとか、地方に行きますと、自動車で来られる方も多いんですけれども、非常に周りの駐車場に比べて格安のもので提供されております。

あと、プロジェクターとか机とか、それは全部持ち物としてありますので、ほとんどその使用料はかかっていないんじゃないかと思っています。

ですので、全体の経費の中では、非常に微々たるものではないかなというふうに推測しております。

○辻専門委員 ありがとうございます。

いただいている内容の事業を拝見すると、特段、プロフェッショナルがやらなくてもいい仕事なのかなと、恐縮ながら思うんですけれども、このあたり、どうなのでしょう。通常の債権回収をやっている方ではできない事業というのは含まれるのでしょうか。

○松木部長 おそらく商工会議所が今受託をして、引き受けていただいておりますけれども、やはり地域の中小企業の事業者の方々が会員になっている組織でございます。そういった意味では、非常に地域のばい煙を発生するような工場・事業場の方々と日ごろから連携がとれていますので、そういった意味で、一般の方々がこの賦課金を幾ら払ってくださいというような問いかけをして提出率を96%確保するというのは、私は非常にハードルが高いんだと思っていますけれども、そういった会議所が受けていただいたことで、98%を超える申告書の提出率が確保できているんだと。今の時点ではそう考えてございます。

○辻専門委員 つまり、地元でそれなりの信頼がある方が受託しているからこそ、好成績

が達成されているという理解でしょうか。

○松木部長 かつ日ごろからそういった事業者の方々と何らかの形でコネクションがあるのが会議所でございますので、そういった面も含めてということですよ。

○辻専門委員 ちなみに公害健康被害何とか法という法律でございますけれども、この法律で賦課金を事業者さんから徴収するに当たって、例えば、いわゆる強制徴収権とか、税金のような形で、通常の私債権とは違って、強制的に徴収できるという権利はついているんでしょうか。

○松木部長 まず、この法律に基づいて汚染負荷量賦課金を申告・納付していただくというのは、自主申告納付制度でございます。ただし、これは国の税金と同様、補償に必要な費用を、義務がある人たちは申告・納付しなければいけないので、機構がとり得る措置として、資料の提出を求めるような権限であるとか、あるいはその資料を求めて額を決定して、お宅は幾らになりますから納めなさいといった告知をするという権限を当機構は持っております。

○辻専門委員 まさにそれは通常の民間の方が債権を回収する場合には訴訟を起こさなければいけませんけれども、これは税金と同じ扱いで、あなたは幾ら支払いなさいといった場合には、強制徴収できるという理解で合っていますか。

○松木部長 ええ。法律においてそういった規定が設けられているという意味では、そういう理解で結構でございます。

○辻専門委員 ちなみに強制徴収権を実際に行使した事例ってどれぐらい、過去何件ぐらいあるんでしょうか。

○松木部長 基本的には、強制徴収権を行使した事例というのは、ほとんどございません。したがって、99.9%以上の申告率を実際確保しております、残りのわずかな0.何%というのは、実際には廃業してしまっていて、相手がどこに行ったかわからないような事業所というのがやっぱり何件がございますので、そういった意味で100%申告されていないということですが、ほとんどがこちら側の説明と、会議所が間に入って手続をとっていただいたことによって、99.9%を超える申告が出ていますので、強制徴収を行った事例はほとんどございませんというふうに申し上げました。

○辻専門委員 ほとんどというのは、1件もないという理解で合っていますか。

○松木部長 ええ。直近で申し上げれば、ここ数年の間では1件もございません。

○辻専門委員 過去も1件もないですか。

○山田特命調査役 過去にはあります。申告をしないと行ったところがございまして、そこが機構を訴えてきたものですから、それは趣旨をいろいろ説明してもだめなものですから、こちらのほうで賦課決定しまして、請求書を出して、法務省が間に入ってくれましたけれども、結果的にはうちで賦課決定した額そのものを納めていただくという手続はとっております。

○辻専門委員 ちなみに、税金と同様に回収できるということから類推すると、おそらく調査権とかがあって、調査に協力してくれなかった場合には刑事罰も用意されているという理解で合っているでしょうか。

○松木部長 ええ。法律上は刑事罰もございます。ただし、機構自体が立ち入り調査権とか、そういった権限までは持ってございませぬ。あるのは、さっき申し上げた、書類を提出しなさいというような書類の提出命令とか、それを受けて額を決定して告知をするという権限は当機構にございますけれども、そういった意味で、工場に立ち入って調べるといった権限までは持たされていないということです。

○辻専門委員 何でこういう質問をしたかという、機構さんにはそういう法律上、強制権があって、言うことを聞いてくれなかった場合には罰則すらあるという武器がある状態です。その上で、もちろん地元で信頼を勝ち得ている方々にご協力をお願いして、任意でお願いするという方法、十分合理性があるかと思えます。

他方で、場合によってはむちも使ってやるということが必要なのかなと思ひまして、例えば、年金機構さんとかはかなり毎回いろいろな実験をなさって、いろいろやってみた上で、なるだけ低いコストで高いクオリティーで回収するということをやっているらしいので、今回のこのケースですと、法律上、そういう武器が与えられている以上は、もちろんその武器を振るうことによって悪影響が発生するというご懸念もわかるんですけども、いろいろ実験をなさってみて、今後、僕的には年間1.6億円という額がちょっと高いのかなという個人的な感触を持っておりますので、できるだけこの額が下がるような方向で実験をしていただければと考えました。

僕からは一旦以上です。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。経費削減の点と競争性についてそれぞれ1点ずつお伺いさせていただければと思います。

先ほどご説明いただいた資料の7ページの部分の上段のほうで、今回、直近4年間平均で約2,700万円以上が削減されておりというふうに書かれているかと思ひます。確かに

金額としては削減されているかと思ひまして、それがいわゆる随意契約から競争を導入したことによる効果というのもあるとは思ひますが、他方で、オンライン申告件数の伸び率が非常に高くなっている中で、実際にオンライン申告が増えることで、申告書のチェックですとか、人件費の削減という意味で、実費がかからなくなったという部分はあると思ひます。この経費削減の理由と申しますか、背景についてはどのような形で評価をされていらっしゃいますでしょうか。

○松木部長 おそらくオンライン申告をすると、経費が下がるのではないかというふうに一般に考えがちなんですけれども、申告書を提出してチェックする部分というのは当然なくなるわけですが、それまでのプロセスというのは、相手方が納付義務者である以上、件数は変わりませんので、そこで極端にコストが下がるというふうには考えてございません。

ただ、こういう形で2回やってきましたけれども、全体的な管理コストそのものが下がってきたことの結果として、2,700万円ぐらゐを節約することが、削減することができたのではないかなというふうに思ひています。

○川澤専門委員 管理コストというのは、具体的にどういふコストになるんですか。

○松木部長 それは結局、この業務に携わる人がどの程度どれぐらゐの時間携わったかによつて、管理すべき業務量というのが決まってくると思ひなんですけれども、そういった部分が、慣れだとか、今おっしゃられたオンライン申告をすることによつて多少負荷がかからなくなった、そういったことが要因であるというふうには考えております。

ただ、これもどこかである程度の水準でとまっていくなかというふうには思ひますが、最低限必要な管理コストというのは残ってきますので、それはこれからどういふふうに見込んでいくかは検討しなければいけないですけれども、そういった意味でこれだけの費用が削減できたかなというふうには思ひております。

○川澤専門委員 オンライン申告、先ほどおっしゃるとおり、一定程度の経費削減効果があつて、いづれ頭打ちになる部分はあると思ひますが、オンライン申告の仕組み自体は機構さんが持たれていて、それを受託者に貸し付けるというか、そこが利用できるよつにしているという理解でよろしいですか。と申しますのも、次の競争のときに仮にほかの事業者の方が請け負つた場合に、それがオンライン申告を引き続き継続利用できるということによろしいですか。

○松木部長 仕組み自体は当機構が持つておりまして、納付義務者の方々はそれを利用して申告手続をするので、委託先が変わつたから仕組みを新たに構築しなければいけないと

いうものではございません。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点、競争性の部分なんですけど、前回の市場化テストの際には、必須項目を満たしていない者が2者いたということで、ただ、今回は必須項目を満たしている者が2者、ただ、予定価格を超過していたということで、実質的な入札に参加したのは1者というふうになっているんですけど、実際に今回の市場化テストに参加された1者は、予定価格をかなり大幅に超過して、結果的に価格面で競争し得る2者だったのかどうかというのが非常に気になっております。そのあたりというのはいかがだったんでしょうか。

○松木部長 正確な数字を申し上げるのが語弊があるのであれば、かなり大きな額をオーバーしていたというのが、入札の結果だというふうに考えております。

○川澤専門委員 なるほど。かなり参加された2者の価格に開きがあるということですね。

そのいわゆる予定価格を超過された方の価格が高くなったところの要因としては、例えば、少し仕様の読み方が間違っていたですとか、過度な提案があったとか、そのあたりというのはどういうふうに評価されていらっしゃるんでしょうか。予定価格をかなり超過された背景といいますか。

○山田特命調査役 過度な提案というか、この会社は一般の事務機器メーカーだったんですけども、そもそも何でこれに参加してきたのかという理由を伺ったところ、ちょうど2年前に東日本大震災がありまして、そこにまず真っ先に現地にコピーとかファックスを持ち込んだということがあって、これからもっと社会的な貢献を目指そうじゃないかということがあって、社員自体を育成していこうという基盤があった。社員を教育しようという経費もこの中に入って、うちだけの仕事というのもありますけれども、ですので、もっと大きな視点で積算されてきたというのが一つの要因かなとは思っております。

○川澤専門委員 そうしますと、特にこの業務というよりは、比較的社会性のある業務で、規模の大きい業務に関心があられて、参加されたという形でございますか。

○山田特命調査役 はい。

○川澤専門委員 なるほど。わかりました。

そうしますと、今回、終了プロセスというところを最後の評価のところまで書かれていらっしゃるって、2者によって競争性が確保されているというふうに結論づけられているんですけど、前回の市場化テストに参加された、必須項目を満たしていなかった2者と、今回のその1者というのを伺いますと、今後も引き続き競争性が維持されていくのかどうかとい

うところが若干疑問に思うんですが、そのあたりというのはどういうふうに評価されていますでしょうか。

○松木部長 次回もこの競争入札の仕組みで行うためには、私どもとしては早くからこういった徴収業務というものが入札として今後見込まれますよということを周知、広報をして、手を挙げていただけるような企業さん、あるいは公益法人さんなどに対しても、できるだけ目に触れるような形で周知、広報をしていくということがまず大前提かなというふうに思っているんですね。最初に入札をされた企業さんとはまた違う企業さんが2回目に来られていますので、それも周知、広報によって、こういう制度があるというのを見られて手を挙げられたということなので、できるだけ早くから広報をしていきたいと。それによって、複数の者の入札を確保していきたいというふうに考えています。

○川澤専門委員 なるほど。今後も複数年で調達を計画されていらっしゃるのでしょうか。

○松木部長 はい。正直申し上げますと、私どもは独立行政法人でございまして、独立行政法人につきましては、主務大臣が定める中期目標期間というのがありまして、その間にこの業務をしっかりとやらせたいということで、計画をつくるように求められておりますから、その期間の中で、この徴収業務というものを安定的にやれるような形で、5年間の契約を次回もぜひやりたいというふうに思っています。

したがって、平成31年度からは新しい中期目標期間が始まりますので、その前の30年度に民間競争入札で業者決定をし、31年度から実施をしていきたいというふうに考えています。

○川澤専門委員 わかりました。

最後にしますけれども、日本商工会議所さんは非常に地域の企業の方とコネクションがあって、そういったコネクションを持っている者というところをほかに探す必要があると思うんですけれども、具体的に想定し得る者というのはいらっしゃいますでしょうか。競争に参加し得るのではないかとというふうに思われる者というのは。

○松木部長 まず、全国規模で各地に支店や事業所を持っている民間会社というのを、これからリストアップしようというふうに考えているのが1つと、それから、日本商工会議所さんのように、全国の各地に系列の組織があるような、いわゆる公益、あるいは一般の社団、財団法人等をリストアップして、そういったところにこういう制度がありますということをお知らせしていくのかなというふうに考えておりまして、具体的にこういったところがありますというリストは今持っているわけではございませんが、これからそういう

作業に入りたいと思っています。

○川澤専門委員 わかりました。済みません、ありがとうございました。

○尾花主査 どうぞ。

○浅羽副主査 私も今、川澤委員から出ました今後の競争性について伺わせていただきたいんですけども、先ほどご説明いただいた中で、現在の受託者であります商工会議所さんがかなりいいという話が出ておりましたので、そこまでいいと、その実態がわかっただけで競争性は落ちちゃうんじゃないのかなという懸念が正直あった。ただ、それは今後どういうふうに、先ほども開拓されていくというようなこともおっしゃられていましたので、それ次第で何とかなるかなとは思っています。それ次第だろうと思います。

具体的な例といたしまして、今回、創意工夫の例で、イントラネットを使っているいろいろと情報共有、あるいは周知等々をしたということが非常にいい例として出ておりました。これ、創意工夫で出てきたということは、当然、仕様書にはなかった中身だと思うんですけども、今回、これを受けて、新しい5カ年の中で、こういったような創意工夫分を新たな仕様書に入れようというようなお考えでいらっしゃるものかどうかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○松木部長 仕様の中にいろいろな条件を追加していくと、それは逆に制約になるという部分もあって、例えば、イントラネットをきちんと構築されていることが入札仕様書の条件になってしまえば、そういうところしか手を挙げられなくなってしまうので、入れるかどうかというのも少し検討はしてみたいと思うんですが、ただ、質を確保していくためには、あったほうが私どもとしてはほんとうは業務上はいいというふうに考えていますので、それを仕様の中で条件にするかどうかというのは、少し考えさせていただきたい。つまり、応札者を減らす方向にぶれる可能性もゼロではないので、そこは検討したいなというふうに思っています。

○浅羽副主査 別に私、最低条件でなくても、総合評価落札方式でやられていると思いますので、加点の中でやればいい話だろうと思っております。

○松木部長 そうでございますね。

○浅羽副主査 それとあと、地域との密着ということなんですけれども、これは現時点で特に仕様書等で必須ではなかったというふうに思うんですけども、それはまず間違いのないところということで、確認させていただいて。

○山田特命調査役 そうですね。必須ではないですね。

○浅羽副主査 必須ではないですよ。ただ、ご提案いただいたら……。

○山田特命調査役 全国組織ということが、一律のサービスができるというところだけが条件で、特に密着ということは、数値化もできないので、それは出していないです。

○浅羽副主査 そのときに少し気にかかるのは、密着度みたいなものであまり強調されますと、まさに今後の競争性のところで、ましてや加点だとしても、先ほどのイントラの加点は、おそらくはなんですけど、何もまだ決まっていないのでわからないですけども、直感的にそんなにべらぼうな高いウエートにはならない話だろうと。業務はほかにあるので。ただ、地域に根差したというようなところだと、場合によっては高く評価されることもあるだろうと思うんですが、そこは本来の業務とはもしかしたら、あったほうが良いというレベルだろうと思いますので、あまり強調しないでいただきたいなという気はしております。

○松木部長 ありがとうございます。

○浅羽副主査 あとは先ほどの予定価格等々の関係は、悩ましいなと正直思います。今後どうなのかということについては、今までのお話を聞いた分に、今後も絶対に複数応札になるのかと言われると、おそらくは機構さんもそこまでの自信はないだろうと思っていらっしゃるような話ぶりだろうと思いますし、こちらもそのように受けとめております。今のは感想です、以上です。

○辻専門委員 済みません、今回のこの入札は、今までの入札というのは、全国1区で募集なさっているという理解でよろしいでしょうか。

○松木部長 さようでございます。

○辻専門委員 今まで全国を、例えば、何個かのブロックに分けて競争入札をしたことはありますか。

○松木部長 ございません。

○辻専門委員 この資料で、こちらの先ほどの横組みの表でございます。この右下を見ると、おそらく書いてある内容は、全国各地でやるのが大変なのでなかなか入札できないというヒアリング結果が載っているところなんですけれども、これを踏まえると、もし可能であればなんですけど、これも実験で、幾つかのブロックに分けてみて、ほかの競争者が出てくるかどうかという実験をなさる予定というか、おつもりはあるんでしょうか。

○松木部長 2つにおいて考えなければいけないことがありまして、つまり、ブロックによって複数の者が応札をされたとしたら、同じレベルの質に対する業務というのが保てる

のかというのを考えなければいけない要因であるかもしれないというのが1つと、それからもう一つはコストの面で、今、1者であるので、全体的なコストは下がってきているんですけども、これが複数の者になったときに、全体としてのさっきの管理全体のコストというのが5者別々に負荷されますので、そのスケールメリットが見込めるのかちょっと難しいのではないかなというふうに思ったりしております、考え方としてどうかということは、その2点をよく考えなければいけないというふうに思います。

○辻専門委員 スケールメリットと、もう一つは、サービスの均質化というか、ばらばらになってしまうというご懸念が言えると。

ちなみに、この業務委託内容を拝見すると、済みません、内容を十分理解した上でない発言なんですけれども、そんなにサービスの均質化が図れない、そういう懸念が生まれるほどの業務なのかどうかちょっと疑問なんですけれども、このあたり、いかがなんでしょうか。

○松木部長 それは結果として何ではかるかという、やっぱり申告書の提出率というものを96%以上を条件づけにさせていただいていますから、それがほんとうに確保できるかどうかということで、サービスがきちんと提供できたか、結果としてそれがクリアできたというふうに判断したいなと思っていますので、そういった数字で見るしかないかなというふうに思います。

○辻専門委員 個人的な希望ですけども、やはり先ほどの法律で与えられた武器を適正に振るっていただいて、そうすると、ひょっとして僕が民間の事業者であれば、なたを振るわれるのは嫌ですから、実際にそういう強権を振るわれるのであれば、税務署と同じように、正直に申告をして支払うという行動、経済合理性にのっとると、おそらくそういう行動をとるかと思われまますので、よろしければそのあたり、いろいろな武器を実験的に使ってみられることを今後も検討いただければと思います。

以上です。

○松木部長 ありがとうございます。

○尾花主査 ご説明いただき、ありがとうございます。

8,200という工場・事業場というものの内容の中身の変動率というのは、どの程度なんでしょうか。

○松木部長 この法律は昭和62年に改正されまして、その時点で納付義務者というのが固定されました。したがって、数としては基本的に減りません。ただし、昨今の経済状況

の中で、会社が倒産し、そのものが消滅してしまう納付義務者が、これは現実に年間に何件かありますので、その分の減はありますけれども、基本的には数は変わらないというのをご説明になります。

○尾花主査 数が変わらないのと、構成人員は変わるんでしょうか。

○松木部長 工場・事業場という納付義務者においては、構成人員は、これも基本的には変わりません。ただし、1つの工場が分割して2つの工場になるということがありますから、もともとA工場だったのが、翌年度からはBとCが申告をするというのは、それは数として増えることもありますし、構成として変わることもありますけれども、それはだから、会社法でいろいろ会社の変遷がありますので、そういう結果でございますので、説明としては、基本的には変わらないというふうにご理解いただければと思います。

○尾花主査 といたしますと、レクチャーを受ける方は変わらないのに、毎年8,200の方に1億6,000万かけなきゃいけないということは、1つ申告書をいただくのに2万円ぐらいかかるというイメージで受け取っていいですか。

○松木部長 割り算するコストとしては、そういうことになります。

○尾花主査 その2万円をかける事業の実施の方法自体は、機構さんとしてはご納得されているということよろしいですか。

○松木部長 そうですね。特にこの法律というのは、昭和48年にできた法律でございます。例えば、今の時代で大気汚染によって健康被害を受けて、ぜんそくになられた患者さんに対して補償する費用を払ってくださいと言われて、その企業の担当者の方というのは、まずそういう制度があること自体がわからないということ、それから、もう一つは、じゃ、幾ら払うのかというのを、自分たちの工場が出したばい煙、いわゆる煙の量に応じて賦課金という額が決まってくるので、それを計算するという仕組みをやっぴりきちんと理解してもらわなければいけない。工場・事業場のご担当の方も、大体3年に1回ぐらいで替わっておられますので、やっぴりそういった制度の仕組みであるとか、それから手続などをしっかり理解してもらうためには、説明・相談会が必要になってございますし、説明・相談会も大体8,200の三十数%、4割近くですかね、出席率がございますから、やっぴりきちんと来られて、内容を確認した上で手続をされるという方がいらっしゃるということなので、説明・相談会は必要だというふうにご考えております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、日本商工会議所の方は、そういった専門的な知識及びレクチャーをするノウハウを持っておられるということですか。

○松木部長 それは私どもが日本商工会議所で、各地の会議所の担当者の方に対して研修をしています。まずそれが1つ。それから、日本商工会議所の人たちは各地の会議所の担当の人たちに指導をするということをしっかりとやってくれているので、この制度の仕組みや手続を理解されているというふうになっています。

したがって、委託先には、必ずこの制度の仕組みやその手続をまずしっかり理解した上で業務を行っていただく必要があるというふうに考えておりますので、そのためには、先ほど申し上げたような取りまとめのところの理解、それからそういう研修を行うことで質を確保する必要があるというふうに考えています。

○尾花主査 質の確保で述べられているのは、提出率と送付率だけで、理解の度合いを図っているということでしょうか？

○松木部長 最終的に提出率を確保するために、その知識を持ってもらうことが必要だというふうに申し上げたので、ちょっと質の意味が違ったのかもしれませんが。

○尾花主査 わかりました。

そういたしますと、実は終了プロセスの要件のうちの競争性が確保されていたかということについて、監理委員会で充足されていることについて納得いただけるかというところで不安に思っております。なぜならば、金額的にもう1者の方は、全く箸にも棒にもかからない高い金額を入れておられると。あと、その者の事業の目的は、正直にお話しいただいたのですが、社会貢献が目的で、本来、この事業自体をやろうと思っていらっしゃる方ではないというふうに説明を受けました。

○山田特命調査役 ちょっとそれは説明の仕方が悪かったかもしれませんが、この事業を通じてそれをかなえたいという意味で言ったので、決してこれを無視してやろうということではなかったと。

○尾花主査 ないですか。わかりました。それにしても、金額のところ、ほんとうにこのもう1者の方は競争者だったのかという点ですが、落札者の価格とはかなり乖離があって、監理委員会で競争性の確保があると説得できるかどうかというところでは懸念を持っております。その意味では、終了プロセスの要件の3というところを充足しているのかどうかというところについては、非常に懸念があります。

今、浅羽委員がまさに助け舟を出したのは、実施要項等でいろいろな工夫をすることによって競争性を確保の可能性が広がりますよという助け舟だと思うんです。

○松木部長 そう承知しております。

○尾花主査 でも、それについて、例えばイントラネットはとか、地域性についてはといて、明確なお答えも今なかったように思うんですね。なので、助け舟にも乗っていただいているという意味でいくと、また要件の3がほんとうに監理委員会で認められるのかというところでは、苦しいなと思っています。

さらに、辻委員も助け舟を出したと思うんですね。それは何かというと、事業のやり方自体ももっと変えるような形で、どんどん競争性を確保するような新たな展開はどうですかと提案したときも、機構さんはそんなに乗り気でもなかったというふうには受け取っているんですが、その助け舟にも乗っておられないので、要件3の充足について非常に不安です。どうですか。

○松木部長 何でしょうね。いろいろご提案をいただいて、サジェスチョンをいただいたというふうに私どもも承知しております。それで、それを即、次回の要項にこういう形で入れるということを、これからどういうふうに入れていったらいいのかというのが、そのお答えとして即できなかつた点について、それは乗れていないんじゃないかなというふうに見られたかもしれませんが、ぜひ今日のお話を前向きに検討させていただきたいし、それから、この法律をどういうふうに制度として維持していくかという前提条件のお話もありますので、そういったお話につきましては、辻専門委員からもご提言いただきましたから、主務省とも相談しながら、どこまでどういう形でこの制度を広く見ていくのかというのを、さらに詰めていきたいなというふうには思っております。それをもって、次回の要項をできるだけ改善したいなというふうにも考えております。

○尾花主査 わかりました。ただ、競争性のところの要件については、なかなか難しいと、実は今、委員の意見の集計をとりましたら、全員思っております、委員会としては継続をご検討いただきたいというのが正直なところです。

さらに、もう一つちょっと不安なのは、ほんとうにこれ、経費削減できているのかという点です。川澤委員が言ったのは、新しいシステムが導入されているのであるから、同じ受託事業者がかかった業務量というのは減っているのではないかと、減っているのであれば、単に総額が減っているからといって削減ということではよいのだろうかという質問だったと思うんですが、そこについての積極的なご説明というか、我々がまだ納得できていないような気がするんですが、何かございますか。

○山田特命調査役 1つ話を戻すかもしれませんが、浅羽先生がおっしゃっていた、例えば、イントラネットとか、我々独自でやっている研修とかあるんですけれども、実施要

項のほうで過去3年にやってきたことというのを開示しておりますので、その中に今回は入れるような形は十分あり得ると思うんですね。実際、研修を3月ごろやっているんですけども、それも機構の負担でやりますというのは実施要項のほうにも書かせていただいているので、特段、不利になるようなことは、どこかが有利になるようなことということで書いているものではないということです。

それから、先ほどオンライン申告の話もありましたけれども、グラフは25からスタートしていますが、オンライン申告自体はずっとその前からやっていますので、急激に25からオンラインが始まったというふうにも思われているとしたら、ちょっと違っていると思います。いつからというのは、ちょっと私、記憶が定かじゃないんですけど、定かじゃないぐらい前からはやっております。

○尾花主査 終了プロセスの入り方として、例えば、改善策を出し尽くしましたというのも一つあるんですが、何かそこでご説明いただける点はありますか。例えば、今回は、40日間確保した入札スケジュールが、今回35日に減っているじゃないですか。そうすると、何かやり尽くしたというのも言いにくいような気もし、あと、その他何かあれば、我々も説得されるように思うんですが、いかがでしょうか。

○松木部長 そうですね、この日数の確保自体は、私どもの機構の中の契約手続の規定が後から決まったものですから、結果として35日になってしまったというのが実は正直なところなんですけれども、広く広報することについては、前回も今回もかなりいろいろ手段を使ってやっております。今後も、先ほどご説明申し上げましたとおり、全国規模で支店を持っているようなところをリストアップしたりとか、民間業者ですね。それから、公益法人などもリストアップして、これからしっかりと広報して、競争性を確保できるような応札者を整えていきたいというふうに思っていますので、前回よりもさらにいろいろな取り組みを、前回も複数者あったわけですが、もっと増えるようにさらに努力をしていきたいというふうに考えていますけれども。

○尾花主査 市場として複数が出る市場ですか、これは。

○松木部長 市場として……。

○尾花主査 マーケットとして、機構様のほうで他が出るというような認識がありますか。

○松木部長 この業務についてということですかね。

○尾花主査 はい。

○松木部長 このプロセスでやっておりますので、やっぱり複数の者がチャレンジしても

raitaiというふうに思っていますけれども、それはそれで結果として、新しく受けられた事業者、委託先に対して、2つの条件、申告書の提出率と経費の削減について、しっかりとクリアしてほしいと思っています。

実際に日本商工会議所以外にこういう者が対象としてありますよねというようなことを、具体的にございますかというのが多分ご質問の趣旨だったかと思うんですけども、そういった者を、今この場で私のほうからお答えするような相手は明確にはございませぬ。

○尾花主査 わかりました。

ほんとうに繰り返し申しわけないんですけど、事業の評価で、今回の入札は2者応札で競争性が確保されていますって機構がおっしゃっていることの実態が、入札金額が2倍近いというところで、何とも説得をされにくい状況にはあるんですが、何とかそこを説得していただける何かがないでしょうかという意味でお話を伺っておりますが、いかがでしょう。

○山田特命調査役 そうですね、説明会参加者については、前回、4者に対して6者になったということとか、あとは、中身については、非常に実際に我々がやろうとチャレンジしてくれる会社が全然予測外の事務機器メーカーのほうに来たというのは、流れとしては明るいと云ったらなんですけども、チャレンジしてくれる下地はできつつあるのかなという感じはいたしております。6者の中には、やっぱりほかの事務機器メーカーの方がいらっしゃったりとか、あとは運輸関係、宅配関係の方もいらっしゃったりとか、ただ、やっぱり人手不足とかいろいろなことがあってやめたという話も聞いておりますけれども、そういう意味でいくと、前回に比べると、事務機器メーカーも手を挙げてきたというところもぜひ見ていただいたらどうかなというのが希望でございます。

○松木部長 あと1つ言えるのは、賦課金というものを申告していただく仕組みというのは、もう私どものほうでつくり上げて、でき上がっていますので、それを新たに応札者につくってもらうことは必要ないということなので、その仕組みをしっかりと理解して、各地でそれが提供できるような場所をセットしていただくことが、この委託の大きなところでもありますから、仕組み構築を一からするものではないということを、応札者、応札をして広報をする時点で仕組みはもうでき上がっていますということをしっかりと機構のほうから広報していきたいと。したがって、各地でそれを使って利用する者を募っているんだということを、この競争入札で求めているということをおわかってもらえるような形であれば、日本商工会議所に限らず、その仕組みさえ使えればできるんだと。応札できるという

理解を得てもらえるようにしたい。その点が1つ強みなのかもしれないですね、仕組みが  
でき上がっているという意味では。

○尾花主査 何かあれば。

小委員会としては、この金額をもってして、2者応札で競争性が確保されているという  
ことが、監理委員会で納得いただけるかどうかというところには、非常にやっぱり懸念が  
払拭できませんでした。おっしゃるとおり、広報活動を続けるとか、潜在的なものが6者  
あるというのはよくわかりましたが、出た1者が2倍近いということが非常に大丈夫な  
のでしょうか。それはもしかしたら、仕様書の書き方とか、何か説明の仕方とか、工夫  
をすることによってまだやれることを全部し尽くしていないのではないかというふうな評  
価を監理委員会で受ける可能性はあると思います。

○松木部長 そうですか。

○尾花主査 はい。なので、機構様の評価については承りましたが、委員会としてはなか  
なか難しい点があるというふうに思っております。

では、ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました。時間とな  
りましたので、公害健康被害補償業務の徴収業務の事業評価（案）等に関する審議はこれ  
までとさせていただきます。事務局から何か確認する事項はありますか。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報  
告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（環境再生保全機構退室）

— 了 —